

# ソーネホール会員規約

## 第1条 (目的)

この会員制度は、地域交流拠点としての「ソーネおおぞね」内の「ソーネホール」設置の趣旨、すなわち「ごちやまぜの交流の場」・「地域の人々が元気になる場」を具現化し、だれもが「共に生き」「共に働く」社会の実現に寄与することを目的とします。

## 第2条 (事務局)

この会の事務局(以下「事務局」という)は、「ソーネおおぞね」内の事務室に置きます。

## 第3条 (利用会員)

利用会員(以下「会員」という。)とは、次のすべての要件を満たしている方をいいます。

- (1) 第1条の目的への賛同及び本規約及び別に定めるソーネホール利用規約の承認
- (2) 事務局への入会申込書及びソーネホール利用計画書の提出
- (3) 事務局による当会員入会の承認
- (4) 第5条に定める年会費の支払い

## 第4条 (会員の有効期限)

1. 会員資格の有効期限は、会員となった日から同年度3月末日迄とします。
2. 前項の末日までに事務局に更新申込書を提出し、第5条に定める年会費を支払うことにより前項の有効期限を更新することができます。

## 第5条 (年会費)

1. 入会金は無料とし、入会又は前条2項の更新手続の際に、次の年会費(4月1日から3月末日までの1年単位)を事務局に支払うものとします。
  - (1) 団体 1000円
  - (2) 個人 500円
2. 初年度の会員有効期間は2018年9月から2019年3月となりますが、前項の年会費は同額とします。
3. お支払いいただいた年会費は、理由のいかんを問わず返却しません。

## 第6条（届出事項の変更）

1. 会員は、氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど、会員時に届け出た事項に変更があるときは、変更内容を事務局にお申出下さい。
2. 前項の届出がないために、事務局からの通知または送付書類その他のものが延着または不到着となっても、通常到着すべき時期に会員に到着したものとみなし、異議を申し出ることにはできないものとします。
3. 前項により生じた不利益及び損害について、ソーネホールは一切責任を負いません。

## 第7条（会員資格の取り消し）

事務局は、本会の目的に合致しない、または会の円滑な運営及び会員の利用を妨げる事態から会員を保護するため、次のいずれかに該当する行為が認められた場合は会員の資格を取り消すことができるものとします。

- (1)届出事項に虚偽の申告が合った場合
- (2)本規約に違反した場合
- (3)その他「ソーネホール」の運営に支障をきたすと判断される場合

## 第8条（退会）

1. この会から退会しようとするときは、事務局に退会手続をお申出下さい。  
なお、第4条の有効期間中であっても、お支払済みの年会費は返金しません。
2. 会員有効期間内に第5条第2項の更新手続が行われない場合は、退会とみなします。

## 第9条（個人情報取扱い）

事務局は、会員から受領した個人情報をホール利用に関して連絡する必要がある場合以外は利用しません。また、同情報を第三者に提供することはありません。

## 第9条（規約の変更）

本規約を変更した場合には、事務局は速やか変更の趣旨及び内容を会員に通知するものとします。

## 第10条（規約の発行）

本規約は、2018年6月20日をもって発行します。

以上